

重要事項説明書

2020年4月1日以降
始期契約用

この書面では、三井ダイレクト損保の「eドライバー保険(自動車運転者損害賠償責任保険)」に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いします。

読み方のご説明

- 契約概要** ▶ 保険商品の内容をご理解いただくための事項です。
- 注意喚起情報** ▶ ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項です。
- の項目** ▶ 「約款のしおり(普通保険約款・特約)」をご参照ください。
- 青色の文字の用語** ▶ 下記の「保険用語のご説明」をご参照ください。

- ご契約の内容は、保険種類に応じた**普通保険約款・特約**によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、当社Webサイトに掲載の「約款のしおり(普通保険約款・特約)」^(注)に記載していますので、必要に応じて当社Webサイトをご参照ください。
(注)eサービス(証券不発行)特約をセットしていない契約については、ご契約後に保険証券とともにお届けします。
- 「約款のしおり(普通保険約款・特約)」には、普通保険約款・特約の他、のマークに記載の項目等を記載しています。

保険用語のご説明

「約款のしおり(普通保険約款・特約)」にも「保険用語のご説明」が記載されておりますので、ご確認ください。

相手を確認できる他の車、家族、原動機付自転車、始期日、事故有係数適用期間、所有権留保条項付売買契約、自賠責保険等、前契約、保険期間、満期日

約款	普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
	特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
補償の対象(者)等	保険契約者	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
	被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
	記名被保険者	保険証券記載 ^(注1) の被保険者をいいます。
	借用自動車	記名被保険者がその使用について正当な権利を有する方の承諾を得て使用または管理されている自動車(原動機付自転車を含みます。)をいいます。ただし、その 用途・車種 が、 自家用6車種 ・自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)・特種用途自動車(キャンピング車)・二輪自動車・原動機付自転車のいずれかであるものに限ります。また、記名被保険者、その配偶者または記名被保険者の同居の 親族 が所有している自動車(所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。)、記名被保険者が役員となっている法人が所有する自動車はいずれも借用自動車とはなりませんので、ご注意ください。
保険金	保険金	普通保険約款および保険契約にセットされる特約により支払われるべき金銭をいいます。
保険金額	保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載 ^(注1) の保険金額をいいます。
保険料	保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
その他	危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
	配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一である方が婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方 ^(注2) を含みます。
	親族	配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
	自家用6車種	用途・車種が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用軽四輪貨物車、自家用小型貨物車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)に該当する自動車をいいます。
	用途・車種	登録番号標等(ナンバープレート)上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用軽四輪貨物車、自家用小型貨物車 ^(注3) 、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下) ^(注3) 、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下) ^(注3) 、特種用途自動車(キャンピング車)、二輪自動車、原動機付自転車の区分をいいます。
	契約情報画面等	当社Webサイトの契約画面等をいいます。

(注1)eサービス(証券不発行)特約がセットされている場合は、ご契約の内容について表示したお客さま専用ホームページの画面に表示されます。

(注2)性別が同一である方の場合は、所定の資料等により確認させていただきますので、お客さまセンターまでご連絡ください。

(注3)自家用小型貨物車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)についてはダンプ装置のあるものは含みません(補償の対象外となります)。

1 契約締結前におけるご確認事項

(1)商品の仕組み [契約概要]

三井ダイレクト損保の「eドライバー保険(自動車運転者損害賠償責任保険)」は、他人から借用した自動車やレンタカーを運転中の事故に関する「相手方への補償」、「ご自身の補償」で構成されます。

必ずセットいただく「相手方への補償」に、お客様のニーズに合わせて必要な補償を組み合わせてお選びいただけます。

※この保険は、インターネット専用の商品です。お電話や申込書等でのお申込みはできません。

基本となる補償	自動セット特約	任意セット特約
相手方への補償 	対人賠償 保険 対物賠償 保険 +	
ご自身の補償 	人身傷害 補償特約 搭乗者傷害危険 補償特約 自損事故 保険	借用自動車運転中のみ 補償特約 搭傷死亡等 対象外特約
その他の特約	自転車賠償特約 スマート継続手続特約	車両損害臨時費用 補償特約(車対車限定) eサービス (証券不発行)特約

ご注意ください	<ul style="list-style-type: none">借りたお車の自動車保険に補償される運転者の範囲が設定されていない場合や、記名被保険者やそのご家族がご契約している自動車保険に他車運転特約がセットされている場合など、他の自動車保険等から保険金が支払われることがあります。(補償・特約の内容等については保険会社により異なりますので、詳しくはご契約の保険会社にお問い合わせください。)他の自動車保険等について、補償内容の差異や保険金額等をご確認いただき、『eドライバー保険(自動車運転者損害賠償責任保険)』の補償の要否をご判断ください。
----------------	--

(2) 基本となる補償および補償される運転者の範囲等

① 基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

基本となる補償は次のとおり構成されており、保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いしない主な場合は次のとおりです。詳しくは普通保険約款・特約をご確認ください。

保険金をお支払いしない場合(共通)

- 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害または傷害
- **借用自動車**を競技・曲技のため等に使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害または傷害
- 記名被保険者が勤務先の所有する自動車を業務のために運転している際に起こした賠償事故・自損事故・搭乗者傷害事故・人身傷害事故 など

基本となる補償		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
相手方への補償	対人賠償保険 ※自動セット	記名被保険者が借用自動車を運転しているときに生じた自動車事故により、歩行者や他の車に搭乗中の方など他人を死傷させ、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に、保険金をお支払いします。	記名被保険者またはその父母・配偶者・子が死傷した場合の損害など
	対物賠償保険 ※自動セット	記名被保険者が借用自動車を運転しているときに生じた自動車事故により、他人の車や建物など他人の財物に損害を与え、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に、保険金をお支払いします。	記名被保険者またはその父母・配偶者・子の持ち物や管理中の物などの損害など
ご自身の補償	人身傷害補償特約	自動車事故により、記名被保険者や記名被保険者の運転する借用自動車に搭乗中の方が死傷した場合に、その実際の損害額に対して保険金をお支払いします。	酒気を帯びた状態等で借用自動車を運転中に記名被保険者が被った損害または傷害、闘争行為によりその本人に生じた損害または傷害など
	搭乗者傷害危険補償特約	記名被保険者が借用自動車を運転しているときに生じた自動車事故により、借用自動車に搭乗中の方が死傷した場合に、定額で保険金をお支払いします。	
ご自身の補償	自損事故保険 ※人身傷害補償特約をセットしない場合にセット可能	記名被保険者が借用自動車を運転しているときに生じた自動車事故により、借用自動車に搭乗中の記名被保険者またはその家族が死傷し、自賠責保険等で保険金が支払われない場合に、定額で保険金をお支払いします。	

- ※ この保険の対象となる自動車は借用自動車です。
- ※ 対人賠償保険・対物賠償保険・人身傷害補償特約および自損事故保険については、借用自動車が不特定の借主に有償で貸し渡すことを目的とするレンタカー等の自動車である場合、レンタカー会社が締結している保険によって支払われる保険金または共済金等によって、損害額の全額が補償されないと限り、その差額に対してのみ保険金を支払います。
- ※ 借用自動車運転中の事故については、ご家族が自動車を所有されている場合は、その自動車に締結されている保険等によっても補償される場合がありますので、その保険等の内容をご確認ください。

上記の保険金とは別に、事故によって発生する費用を保険金としてお支払いするものがあります。また、**被保険者**を、基本となる補償ごとに定めています。

 各補償・特約のお支払いする保険金とその額、保険金をお支払いしない主な場合

② 主な特約の概要 契約概要

契約時のお申出にかかわらず保険種類や契約条件に応じて自動的にセットされる＜自動セット特約＞と、任意にセットできる＜任意セット特約＞があります。詳細については普通保険約款・特約でご確認ください。

● 自転車賠償特約(自転車運転者損害賠償責任補償特約) <自動セット特約>

記名被保険者が自転車を運転しているときに生じた自転車事故により、歩行者や他の車に搭乗中の方などを死傷させ、または他人の車や建物など他人の財物に損害を与え、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に、保険金をお支払いします。

● 借用自動車運転中のみ補償特約(人身傷害に関する借用自動車運転中のみ補償特約) <任意セット特約>

人身傷害補償特約の補償範囲が、記名被保険者の運転する借用自動車に搭乗中の事故に限定されます。

○:補償されます ×:補償されません

事故の種類	記名被保険者の運転する借用自動車に搭乗中の事故	借用自動車以外の自動車に搭乗中(運転中を除く)の事故	歩行中等の自動車事故
契約タイプ ^(注)			
一般タイプ	○(搭乗者全員)	○(記名被保険者のみ)	○(記名被保険者のみ)
借用自動車運転中のみタイプ	○(搭乗者全員)	×	×

(注)人身傷害補償特約にこの特約をセットしない場合を「一般タイプ」、セットする場合を「借用自動車運転中のみタイプ」としています。

●車両損害臨時費用補償特約(車対車限定) <任意セット特約>

記名被保険者の運転する借用自動車が、相手を確認できる他の車との接触・衝突事故により、滅失、破損または汚損した場合の臨時費用として定額で保険金をお支払いします。ただし、対物賠償保険により保険金が支払われる場合に限ります。

③特約の補償重複に関するご注意 注意喚起情報

人身傷害補償特約をセットされる場合、記名被保険者およびそのご家族について、人身傷害保険「一般タイプ」をセットする他の自動車保険やバイク保険の契約(当社以外の保険契約を含みます。)が既にあるときは、補償の重複が生じることがあります。

補償が重複すると、その対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。他の保険契約との補償内容の差異や保険金額等を十分ご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。(各補償・特約内容の詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。)(注)

(注)補償の重複を避けるためにこれら補償・特約を自動車保険やバイク保険の1契約のみとする場合、廃車等に伴うそのご契約の解約や、家族状況の変化(同居から別居への変化等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、これら補償がなくなることがありますので、十分ご注意ください。

④保険金額の設定 契約概要

保険金額は、補償種類ごとに決めるものと、既に金額が決まっているものがあります。詳しくは当社お客さまセンターまでお問い合わせください。なお、お客さまが実際に契約する保険金額については、[契約情報画面等](#)でご確認ください。

⑤保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

●保険期間:1年間

●補償の開始:保険期間の初日の午後4時(契約情報画面等にこれと異なる時刻が表示・記載されている場合にはその時刻)

●補償の終了:満期日の午後4時

(3)保険料の決定の仕組みと払込方法等

①保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は、等級別料率制度、始期日における記名被保険者の年齢等によって決定されます。

※当社では、損害率の動向等に応じて保険料の見直しを隨時行っており、保険料は予告なく変更となる場合がありますので、前年のご契約が無事故でもご継続の際に保険料が高くなる場合があります。

お客さまが実際に契約する保険料については、[契約情報画面等](#)にてご確認ください。

等級別料率制度	前契約の保険事故の有無や件数等に基づき1等級から20等級までの等級／無事故／事故有の区分、事故有係数適用期間を決定し保険料を割引・割増する制度です。等級および事故有係数適用期間は、他の損害保険会社等からも引き継ぐことができますが、自動車保険、バイク保険との間では引き継ぐことができません。  等級別料率制度における割増引率の適用方法、等級別料率制度における事故の取扱い、等級の引継ぎに関するご注意、契約後の他社との等級に関する情報の確認
eサービス (証券不発行) 割引	当社Webサイトからお申込み・ご契約いただく際に、eサービス(証券不発行)特約をセットされ、保険証券の発行を請求されない場合に、保険料を500円割り引きます。(月払の場合は、この割引を適用した金額を基準として、月払保険料を計算します。)

②保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

「年払」と「月払」から選択いただきます。

○:選択できます ×:選択できません

	クレジットカード払	コンビニエンスストア払	銀行振込 ^(注1)
年払	○	○	○
月払 ^(注2)	○	×	×

(注1)ジャパンネット銀行(契約者ご本人名義口座)のみとなります。

(注2)2017年4月1日以降始期契約の「月払保険料」の支払い総額は「年払保険料の8%増」となります。

なお、保険期間開始後でも、当社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いしません。

 保険料払込方法別の保険料領収日と補償の関係

③保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

保険料払込方法が「月払」の場合、第2回目以降の保険料は毎月の払込期日までに払い込みください。払込期日の翌月末日までに払込みがない場合、払込期日の翌日以降の事故は保険金をお支払いできないほか、ご契約を解除することができます。

④満期返戻金・契約者配当金 契約概要

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務 注意喚起情報

保険契約者および記名被保険者には、ご契約時に「**危険**に関する重要な事項」として当社がおたずねする特に重要な事項(告知事項)^(注)について正確に告知いただく義務(告知義務)があります。告知いただいた内容が事実と相違する場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがありますので十分にご確認ください。

(注)契約情報画面等において「告知事項」として表示しています。

<主な告知事項>

記名被保険者	借用自動車を主に運転する方1名をお選びのうえ、ご申告ください。 ●氏名 ●生年月日 ●住所
前契約	前契約がある場合は、保険証券等に記載されている内容および保険期間中の保険事故件数等をご申告ください。 ●保険会社 ●証券番号 ●保険事故件数(事故類型毎) ●等級 ●事故有係数適用期間
その他の項目	●過去13ヶ月以内の加入歴 ●過去13ヶ月以内の解除歴 ●特別危険保険料率適用予告通知の有無 ●ドライバー保険(自動車運転者損害賠償責任保険)の重複契約の有無

(2) クーリングオフ 注意喚起情報

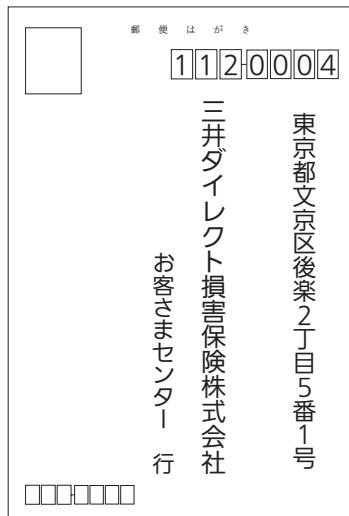
・ご契約のお申込み後でも、「保険証券兼領収証」または「保険引受のご案内」ハガキ^(注)を受領された日から8日以内であれば、次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。ただし、既に保険金をお支払いする事由が生じているにも関わらずお申出いただいた場合は、効力は生じません。

(注)これら書面がお手元に届いていない場合は、当社お客さまセンターにお問い合わせください。

・当社「お客さまセンター」宛に、下記記入例のとおり、必ず郵便(書面)でお申出ください(お電話・FAX・メール等でのお申出はできません)^(注)。

(注)返還保険料振込口座は、後送する「変更届出書」にご記入いただきますので、書面への記入は不要です。

・クーリングオフした場合、既に払い込まれた保険料は返還します。またクーリングオフによる損害賠償金や違約金は不要です。

<表>	<記入例>	<裏>
		私は下記の保険契約の申し込みを撤回いたします
郵便はがき 11120004 三井ダイレクト損害保険株式会社 東京都文京区後楽2丁目5番1号 お客さまセンター行 □□□□□□	保険契約者住所 00000000000000 氏名 ○○○○ 電話番号 00-0000-0000 契約申込日：〇〇年〇〇月〇〇日 保険の種類：ドライバー保険 証券番号：000000000000 ご自宅・ご勤務先の別をご記入ください。	①クーリングオフする旨の記載 ②保険契約者住所 ③保険契約者氏名(自署) ④連絡先電話番号 ⑤契約申込日 ⑥保険種類(ドライバー保険) ⑦証券番号

3 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知いただく事項 注意喚起情報

①特約の追加・削除等契約条件を変更する場合は契約内容の変更手続が必要となりますので、あらかじめ当社お客さまセンターにご通知ください。

ご契約内容の変更に関する留意事項

②事故が発生した場合、事故発生の日時、場所、事故の概要を、直ちに当社事故受付センターにご通知ください。直ちにご通知いただかない場合、保険金を削減してお支払いすることができますのでご注意ください。

③お引越し等によりお申込み時に申し出いただいた住所が変更になった場合も遅滞なく当社お客さまセンターにご通知ください。ご通知いただかない場合、重要なお知らせやご案内ができないことがあります。

(2) 解約返戻金 契約概要 注意喚起情報

ご契約を解約される場合は、当社お客さまセンターにご連絡ください。解約の条件によってご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返戻金として返還^(注)する、または未払保険料を請求する場合があります。詳しくは当社お客さまセンターまでお問い合わせください。

(注)ご契約の保険料から既に経過している期間に対する短期率を乗じた金額を差し引いた金額となります。月払の場合は、契約内容の変更が行われた場合等の例外を除き、返還保険料はありません。

4 その他ご留意いただきたいこと

(1) 保険会社破綻時等の取扱い 注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして「損害保険契約者保護機構」があり、当社もこの制度に加入しております。eドライバー保険は「損害保険契約者保護機構」の対象となっており、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金や解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前および破綻時から3ヶ月以内に発生した事故による保険金は100%補償されます。

(2) 個人情報に関する取扱い 注意喚起情報

①個人情報の利用目的

本保険契約に関する個人情報を、次の目的および下記③に掲げる目的に必要な範囲を超えて利用しません。

- (A) 当社が取り扱う商品の販売・サービスのご案内・ご提供(契約の引受審査、維持・管理を含みます。)、代理、媒介、取次、管理、ならびに、MS & A D インシュアランス グループ各社の取り扱う他の商品・サービスの案内、提供、管理を行うため
- (B) 保険金請求に係る保険事故の調査(関係先への照会等を含みます。)・保険金の支払い、保険事故に係る各種付帯サービスのご案内またはご提供を行うため
- (C) 当社の提携先企業の商品・サービスに関する情報のご案内のため
- (D) 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による保険・金融商品・サービスの開発・研究のため
- (E) キャンペーン等の抽選やプレゼント・賞品の送付のため
- (F) その他、お客さまへの情報提供等お取引を適切かつ円滑に履行するため

保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

②個人情報の提供先

本保険契約に関する個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供する場合があります。

③共同利用

- (A) 当社は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等との間で、登録または交換を実施することがあります。
- (B) 当社は、本保険契約に関する個人情報を、MS & A D インシュアランス グループ ホールディングス株式会社がグループ会社の経営管理を行うほか、当社およびグループ各社は、その取り扱う商品・サービスを案内または提供するために、各社間で共同利用することができます。詳細につきましては、MS & A D インシュアランス グループ ホールディングス株式会社のホームページをご覧ください。

④当社は、インターネットまたはお電話を通じてご申告いただいた内容を、録音・記録・保存しています。

(3) 取扱代理店の権限 注意喚起情報

当社取扱代理店は、原則として、保険契約締結の媒介を行い、保険契約締結の代理権・保険料領収権および告知受領権は有しておりません。

(4) ご継続時の留意事項

ご契約期間中の事故回数やその結果に基づき決定される翌年度の等級等によっては、次回のご契約の引受内容が制限される場合またはお引受けできない場合があります。

(5) 重大事由による解除

次の場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- (A) 当社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとした場合。
- (B) 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとした場合。
- (C) 暴力団関係者その他の反社会的勢力^(注)に該当すると認められた場合等。
- (D) 上記のほか、(A)～(C)と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合。

(注)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準備構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(6) 事故が起こった場合

保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類や、「約款のしおり(普通保険約款・特約)」の「保険金のご請求時に提出いただく書類」に記載の書類等をご提出いただく場合があります。

 保険金のご請求時に提出いただく書類、示談交渉

<保険会社等の相談・苦情・連絡窓口>	<指定紛争解決機関> 注意喚起情報
<p>＜ご契約に関するご質問・変更のお手続き＞</p> <p>お客様センター</p> <p>新規のお客さま : 0120-312-405 ご契約中のお客さま(継続) : 0120-312-645 ご契約中のお客さま(変更手続き) : 0120-312-750 (受付時間: いずれも、平日 9:00~20:00) (土・日・祝日 9:00~18:00)</p>	<p>当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。</p> <p>当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。</p> <p>一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ A D R センター 電話番号 0570-022808[ナビダイヤル] (受付時間: 平日 9:15~17:00) 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (https://www.sonpo.or.jp/)</p>
<p>＜事故が起こった場合＞</p> <p>事故受付センター : 0120-258-312(24時間365日対応)</p>	
<p>＜保険に関する相談・苦情・お問い合わせ＞</p> <p>お客様相談デスク : 0120-312-770(受付時間: 平日 9:00~17:00)</p>	